

令和 4 年 6 月 22 日現在

機関番号：32630

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2021

課題番号：17K03457

研究課題名（和文）ABLを用いた事業再生における包括担保規制のあり方についての研究

研究課題名（英文）A Study on Comprehensive Collateral Regulation in Business Restructuring Using ABL

研究代表者

池田 雅則（IKEDA, Masanori）

成城大学・法学部・教授

研究者番号：20261266

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,300,000円

研究成果の概要（和文）：事業再生局面における包括担保権については、従来の債権者による担保支配を維持しつつ、事業再生を支援する新たな債権者に必要な担保支配を確保する必要があるとされ、両者の間の調整が必要であるとされてきた。しかし、事業再生局面は、結局、企業が再生目的ではあれ、経営を継続しているのだから、複数の包括的担保が平時において競合している状況と大きくは異ならないとの理解が成り立ちうるのではないかと示唆を得ることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

従来事業再生局面における包括的担保については、債務者の経済的危機状態以前（平時）の債権者による包括的担保の効力を、そのまま経済的危機状態にある債務者との関係で認めるべきではないとの理解の下で、その適切な効力をどのように構築するのが問題とされてきた。しかし、今回獲得し得た示唆によれば、平時における包括的担保の効力と異なる効力を危機時に認める必要性がないのではないかと疑念を生じさせるものであり、その意味において、新たな視点を獲得できたのではないかと考える。

研究成果の概要（英文）：With regard to comprehensive security interests during the turnaround phase, it has been said that it is necessary to maintain collateral control by the previous creditors while ensuring the necessary collateral control by the new creditors supporting the turnaround, and that coordination between the two is necessary. However, since a company continues to operate during the turnaround phase, albeit for the purpose of rehabilitation, it may be possible to understand that the situation is not significantly different from one in which multiple comprehensive security interests are competing against each other in normal times.

研究分野：民法法学

キーワード：流動資産担保 集合動産譲渡担保 集合債権譲渡担保 包括担保法制 債務者の経済的危機状態

## 1. 研究開始当初の背景

本研究計画は、次に述べるような経済的な背景を踏まえて、再生債務者の有する流動資産が包括的に把握されることによって生じる競合債権者間や再生債務者と再生資金の供給者との利害を調整することで、再生債務者の流動資産をより効率的に活用することが求められているという学術的な背景の下に行なわれる計画である。すなわち、1990年代前半のバブル崩壊後のいわゆる「失われた20年」といわれる経済的な状況の下において融資先企業の経営力や営業力に着目した融資手法への転換が進み、アメリカ合衆国を中心として近年ではドイツにおいても用いられるようになってきたABL(アセットベースドレンディング)がわが国においても導入され、中小企業や新興企業向け融資に際して積極的に利用されている。とりわけ、日本銀行による「異次元金融緩和」の一環として積極的にABLを用いることが推奨され、金融庁も金融機関検査においてABLによる動産・債権担保をいわゆる「正式担保」として承認したほかにも、ABLによる動産・債権担保をより容易にかつ安定的に設定することを目的とする「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(いわゆる動産債権譲渡特例法)」が立法されるなどさまざまな施策がとられてきた。そして、このような経済界の要請を踏まえて、従来から民法学の領域において判例学説によって承認されてきた集合動産譲渡担保や集合債権譲渡担保の効力についての議論の蓄積が進み、日本私法学会ワークショップ(平成22年)や金融法学会シンポジウム(平成23年)、さらにはABL協会内のABL法制研究会やABL実務研究会などでも法的問題の検討が進められてきた。しかしこれらの先行研究は、ABLの母法である英米法を中心とする比較研究であった。また、債務者企業の経営が危機に瀕した場合や破綻した場合における比較研究も進められてきたが、わが国の強制執行制度や倒産制度がいわゆるドイツ法由来であることを考えると、単純な比較研究を踏まえて母法に忠実にわが国に導入するだけでは、体系的なコンフリクトを生じてしまうことになる。さらに、より重要な問題は、強制執行や破産のように債務者の資産を清算してしまうのであれば、一時的に利害調整を図ればよいといえるが、債務者の再生を考えると、利害を一時的に調整するだけではなく、一定期間、すなわち債務者の再生完了までの間、継続的に競合する債権者との利害調整が必要となる。とりわけ、再生の局面において再生債務者の有する流動資産を担保として再生資金を融資する債権者は、その流動資産を包括的に担保として把握することを通じて、いわばその再生債務者の事業それ自体の価値を把握しようとするものであるから、流動資産の包括的な担保把握それ自体が必要であることはいうまでもない。しかし、競合する債権者、たとえば担保の目的である流動資産を構成する動産の供給者や当該再生債務者に勤務する従業員などの法定担保権者、さらに再生債務者に対する一般債権者などは包括的な担保によって流動資産が把握されることで再生債務者の一般財産が減少すれば、引当財産の減少を招くなど包括的な担保債権者との間で利害が対立することになる。さらに、再債務者自身もどこまで自己の流動資産を利用することができるのかという点で包括的な担保権者との間でかならずしも利害は一致しない。本研究計画は、これらの点に焦点を合わせて、再生債務者の流動資産をめぐる競合債権者の利害調整のあり方を、債務者の再生手続の開始以前の段階から再生手続の完了までの段階までを通して、包括的な担保をどのように構想するのかという観点から検討しようとするものであった。

また、その際、英米法を中心とする先行研究による知見を十分摂取するとともに、わが国の民法体系の母法である大陸法諸国、とりわけドイツ法における議論の集積を参考にする。これは、ドイツ連邦共和国においても、近年、英米法由来のABLが導入され、それに適した担保として流動資産担保(Revolvierende Sicherheit)も用いられており、さらに倒産法制において債務者の再生を視野に入れた改正の実施など、わが国と類似した状況が生じていることが明らかだからである。さらに、もっぱら譲渡担保権者と設定者(債務者)との関係を中心とはするものの、集合動産譲渡担保をはじめとする包括的な担保権について、いわゆる過剰担保に関する議論の蓄積も存在する。そこで、担保法制と倒産法制の両面におけるドイツ法での議論を検討することによって、わが国における再生債務者の流動資産をめぐる競合債権者間の利害調整に関する検討に大いに参考になると考えられたからであった。

さらに、申請者は、従来からわが国における担保制度の研究を継続しており、とりわけ流動資産担保の領域において業績を蓄積してきた。とくに、集合動産譲渡担保や集合債権譲渡担保の効力の及ぶ範囲に関する研究に基づいて、流動的な営業資産を対象とする担保制度にあっては、担保目的物である流動資産を営業目的で処分することを債務者に認めることがその制度の本質に適うものであること(いわゆる処分型集合財産担保類型の存在)を指摘してきた。また、平成23年度から平成25年度にかけて科学研究費補助金基盤研究(C)として「ABLにおける債務者の目的財産の処分権能と担保権の効力の相克に関する研究」を行ない、平時から危機時に至る状況において債務者と担保権者の利害調整のあり方を担保権の効力の点から検討し、引き続き平成26年度から平成28年度にかけて科学研究費補助金基盤研究(C)として「ABLにおける流動資産担保の債務者の危機時における効力のあり方に関する研究」を実施し、倒産法制の下での担保権の効力のあり方、とりわけ債務者再生をめぐる法制度における担保権のあり方を中心に検討してきた。これらの研究から、包括担保権者と債務者との間において、いわゆる「通常の経営の範囲」論や「処分授權論」がいわば「内在的な制約」論理として機能していることを確認してきた。同時に、そもそもど

のような「包括担保」が許されるべきかを検討する必要性が明らかになった。本研究計画は、そのような意図の下に、従来の研究テーマを一層拡大深化させるものでもあった。

## 2. 研究の目的

1. において述べたような学術的な背景の下で、本研究計画の目的は、ABLにおける流動資産担保のもつ包括担保性を、債務者再生局面において、関連する利害関係者との間でどのように捉え、調整するのかを明らかにするにあった。すなわち、近年、流動資産を担保として融資する手法(流動資産担保融資)が広く用いられるようになってきており、とりわけ、経営の順調ないわゆる平時だけではなく、一度、経営状態が悪化した後、経営再建を目指す企業に対しても、その再生資金を融資する際に流動資産を担保とした融資が行なわれるようになってきた。本研究計画は、そのような経営再建を目指す企業、すなわち再生債務者の有する流動資産を用いて事業再生が行われる際に流動資産を包括的に債権者が把握する必要があることを前提としつつ、包括的に流動資産が把握されることによるデメリット、とりわけ競合する法定担保権者や一般債権者、さらには再生債務者自身にとっての不利益との調整をいかにして行うかを検討することによって、流動資産の効率的な活用を資することを目的とするものであった。

## 3. 研究の方法

本研究計画は、申請者単独の研究計画であったが、選択と集中によって限定的ではあっても十分な深化をもった成果を挙げることができると考えていた。すなわち、従来は、処分権能の範囲など関係当事者間における直接的な制約原理を探るものであったが、本研究計画は、さらに進んで再生債権者による包括的担保把握がどこまで許されるのかといういわば包括担保権の外延を確定しようとするものであり、その検討対象を債務者の再生局面に絞り込んで行うものであった。また、その検討に際して中小企業金融などに関する経営学的・金融理論的知見と英米法における同種の包括担保の知見、さらにわが国の法体系との連続性を考慮したドイツ法における包括担保に関する民法・倒産法上の知見の獲得を前提とするものの、検討対象を上記の点に限定することによって、解釈論的整合性をもった結論を研究期間内に獲得できると考えていた。

より具体的には、ABLにおける流動資産担保のもつ包括担保性を、債務者再生局面において、関連する利害関係者との間でどのように捉え、調整するのかを明らかにするという本研究計画の目的を達成するために、次の方法をとることを考えていた。すなわち、第一には、経営学・金融理論的な知見を踏まえて債務者再生局面における関係当事者の包括担保をめぐる利害状況を確認することであり、第二に、わが国の担保法との体系的連続性をもつドイツ法における流動資産担保が債務者再生の局面でその包括担保性をどのように理解しているのかを検討するということであった。そして第三に、得られた知見を総合して、ABLにおける流動資産担保の債務者再生の局面における包括担保としてのあり方についての体系的に整合的な解釈論の提示を図るという方法をとることとしていた。

そのために、以下の方法によって、研究を実施した。研究実施年度ごとに記述する。

平成 29(2017)年度においては、ドイツ法において、包括担保としての流動資産担保がどのような効力を債務者の経済的危機状態において有しているのかについて、ドイツ民法およびドイツ倒産法制の下での議論を、判例学説の整理検討を通じて考察し、流動資産担保としてドイツ法において用いられているいわゆる商品在庫の譲渡担保に加えて、包括的債権譲渡担保、延長された所有権留保などについてもそれぞれの効力の内容をとりわけ第三者との関係において整理した。これに加えて、実務家をも含めて研究会において担保法学における価値権論が持つ目的物支配の可否という観点からの包括的担保法制への示唆を得た。

平成 30(2018)年度においては、ドイツにおける債務者再生局面においてABLによる流動資産担保がどのように理解され、利用されているのかなどABLによる流動資産担保の実態を確認するとともに、それら流動資産担保の有する包括担保性がどのように理解され、制御されているのかなどの点についての把握を行うことを計画し、これに基づいてドイツにおける現地調査と文献資料に基づく調査・検討を行うとともに、実務家を含めた研究会において包括的担保権の一つである集合債権譲渡担保権での担保把握を第三者への対抗可能性についての法制度設計という観点からの包括的担保法制への示唆を得た。

令和元(2019)年度においては、包括担保としての流動資産担保の実態把握や法的問題点の把握を前年度に引き続き行うとともに、ドイツにおける流動資産担保のもつ包括担保性とドイツ倒産法制に関わる調査を行うことを計画するとともに、ドイツにおける流動資産担保の債務者再生局面における担保対象資産の利用や利害関係人との利害調整などの流動資産担保の法的位置づけやその効力変容に関する文献調査を行ったほか、ドイツにおける現地調査によってわが国において紹介されない書籍や雑誌論文などの所在調査などを実施した。

令和 2(2020)年度においてはドイツにおける流動資産担保の債務者再生局面における実態や法的位置づけなどについての資料収集や現地調査、およびドイツにおける流動資産担保の持つ包括担保性とドイツ倒産法制に関わる現地調査を予定していたが、折からの、新型コロナウイルス感染症の世界的流行のため、現地調査が実施できなかっただけでなく、出版・流通事情の悪化によって必要な文献の入手が困難となったため、わが国における包括担保法制の原初的な形態である財団抵当や企業担保についての法的課題を検討することを通じて、わが国における包括担保法制において求められる法的な機能とはどのようなものであるのかについて考察した。

令和 3(2021)年度においても、2020年度に予定していたドイツにおける流動資産担保の債務者再生局面における実態や法的位置づけなどについての資料収集や現地調査、およびドイツに

おける流動資産担保の持つ包括担保性とドイツ倒産法に関わる現地調査を実施する計画であったが、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行によって、ドイツへの渡航が事実上不可能となったため、実施できず、文献調査の方法によって、ドイツにおける流動資産担保の包括担保性についての検討に焦点を絞って、考察を加えることにし、さらに、わが国における流動資産担保の立法化作業の進展から、私法学会シンポジウムや ABL 協会における研究会などにおける議論を聴取するなどの方法で、包括担保法制のあり方についての知見を深める機会を得た。

#### 4. 研究成果

本研究計画における研究成果としては、次のような点を挙げるができる。

まず、日本法とドイツ法との比較研究における整理や検討によって、包括担保法制、とりわけ流動資産担保法制にあっては、わが国おけるいわゆる「生かす担保論」と呼ばれる担保理解は、ドイツ法の下においては想定されていないことが示唆された点である。これは、ドイツ法においては、担保設定局面、通常の経営局面および実行局面にいずれにおいても、担保権が債務者の負う被担保債務の担保のための流動資産への担保的支配に尽きており、ただ、通常の経営局面において、経営の継続可能性を確保するために「通常の経営の範囲論」や「処分授權論」によって内在的な制約を設定し、あわせて「時間的先後関係」に基づく優先劣後決定基準によって先行する担保権者との利害調整という形で外在的な限界を定めているだけであって、担保権の実行局面においては、実体的な優先劣後の範囲内で担保的な効力を実現して、優先弁済的な満足を得ようとするにすぎないからである。

また、ドイツ法における民法と倒産法の両領域における担保権の効力のあり方の検討からは、同時に、ドイツ法の下での流動資産担保が、その設定局面や通常の経営局面などの担保把握の局面において、上述の通りの内在的制約原理や外在的な限界があるにせよ、包括担保性への傾斜がみられるものの、実行局面においては包括担保性ではなく、むしろ有体物概念に基礎を置いた個別担保把握への傾斜がみられるという傾向を示しているという点も示唆された。これは、担保把握の局面、すなわち担保設定契約（担保合意）において包括的な担保としての効力を、技巧的な手段を用いてまでも確保するにもかかわらず、実行局面においてはあくまで個別担保権の束としての効力の範疇を出ておらず、設定局面と実行局面における一種の「すみ分け」が生じていることを示しているものと考えられ、担保権の内容がいわゆる平時と危機時との間で一種の変容を生じていることを意味しているとは評価できる。もっとも、この変容は、担保権の効力を否定するという意味での変容を必ずしも意味しておらず、個別化しつつも別除的な満足を確認するという意味においては確実に担保としての効力を目的物に及ぼしているおり、実体的な権利移転構成から別除的満足へと変容しているにすぎないといえる。もっともこの点は、同時に、ドイツにおける倒産法制がわが国のそれとは異なり、債務者財産の清算手続に重点が置かれていることも大きな影響を与えているものと推察される。そうであるならば、逆説的に、事業再生局面においては、別除的な満足をもたらすことは必要ないのではないかという推測が成り立つのではないかと考えることができる。

他方で、わが国に現在存在する財団抵当や企業担保についての法的課題を検討することを通じて得られた包括担保法制としてのあり方の一つには、その実行方法として従来想定されていた包括的担保として把握された財産集団を一体として売却することによって、優先弁済を得るという方向だけがその実行方法ではなく、むしろ、機能的に統一された財産集団の利用を継続することによって、優先弁済を得るという方法が志向されるべきではないかということが示唆された。この方向性は、ABLにおいて用いられる流動資産担保の場合にあっても、同様に当てはまりうることは、上述したドイツ倒産法制における別除的満足が生産局面において打倒しているという点からも逆説的に裏付けられよう。もっとも、財団抵当や企業担保、流動資産担保のいずれの場合であっても、事業再生局面において財産集団の利用を継続することは結局のところ企業経営が継続しているという点を捉えれば、従来通り、包括的担保権が継続して機能しているということの意味しているにすぎないのではないとも考えられる。

そのように考えるならば、大きな方向性としては次のようにいえるのではないかと考える。すなわち、ドイツ法における内在的な制約原理としての「通常の経営の範囲論」や「処分授權論」が包括的であるが故にもたらす債務者の企業経営への影響を限界づけ、そして、「時間的先後関係」に基づく優先劣後基準を用いることによって、債務者の流動資産をめぐる競合債権者との間での担保権の効力の限界を規律するといういわゆる平時のルールが、債務者の経済的記事展においてなおその企業経営の継続が図られているという観点からは、むしろ事業再生局面においても機能するのではないかという視点から債務者危機時における包括的担保法制の効力が画されるべきではないかとの検討の必要性が示唆されているといえるのではないだろうか。もっとも、本研究計画では、債務者の事業再生局面における包括的担保の効力に関するきめ細かな解釈論それ自体を示すことはできておらず、今後の課題として残されている。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 池田雅則	4. 巻 92 (11)
2. 論文標題 包括担保のあり方	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 50-55
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 池田雅則	4. 巻 58
2. 論文標題 集合動産譲渡担保の設定された目的物についての留保所有権の実行と損害賠償責任	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 22-25
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 池田雅則	4. 巻 -
2. 論文標題 留置権	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 新注釈民法(6)物権(3)(道垣内弘人編/池田雅則/今尾真/直井義典/加藤貴仁/鳥山泰志/古積健三郎)	6. 最初と最後の頁 17-129
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 池田雅則	4. 巻 上巻
2. 論文標題 建物建築請負代金債権の担保手段をめぐる覚書	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 社会の変容と民法の課題(松久三四彦/後藤巻則/金山直樹/水野謙/池田雅則/新堂明子/大島梨沙編)	6. 最初と最後の頁 313-340
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------